

総 基 料 第 9 号
平成 17 年 1 月 14 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長
有 富 寛 一

シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直しに係る接続約款変更申請に関し講すべき措置について（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し）」（平成 16 年 10 月 19 日付け諮問第 1122 号）に対する情報通信審議会の答申（平成 16 年 12 月 21 日付け情通審第 123 号）において、別紙のとおり提言が行われたところである。これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 貴社において、解約された光信号分岐端末回線に係る状況を把握し、1 年後を目途に総務省に報告すること。
- 2 貴社において、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一束化の是非等について検討し、その結果について平成 17 年 3 月末までに総務省に報告すること。
- 3 貴社において、同社の契約者情報を用いて光配線区域のより詳細な情報を提供することが、個人情報保護の観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、個人情報保護の観点から問題とならない別の開示方法の検討を行い、その結果について、平成 17 年 3 月末までに総務省に報告すること。

- 4 貴社において、総務省に対し、光配線区域ごとの電話加入者数については平成17年3月末までに、光配線区域ごとのシェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報については平成17年6月末までに最初の報告を行い、その後各データについて6か月ごとに報告を行うこと。

答申書

平成16年10月19日付け諮問第1122号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。（1） NTT東日本及びNTT西日本において、解約された光信号分岐端末回線に係る状況を把握し、1年後を目途に総務省に報告すること。（考え方7）（2） NTT東日本及びNTT西日本において、他事業者による引き込み線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一束化の是非等について検討し、その結果について平成17年3月末までに総務省に報告すること。（考え方14）（3） NTT東日本及びNTT西日本において、同社の契約者情報を用いて光配線区域のより詳細な情報を提供することが、個人情報保護の観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、個人情報保護の観点から問題とならない別の開示方法の検討を行い、その結果について、平成17年3月末までに総務省に報告すること。（考え方19）（4） NTT東日本及びNTT西日本において、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うこと。（考え方23）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続料款の変更案に対する意見及びその考え方
(シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料款等の見直し)

意 見	再 意 見	考 案 方
考え方		
意見 1 今回のよ うな料金体系の見直しは、今回 ケースに限定すべき	<p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアドアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属性に使用することから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案どおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 光信号分岐端末回線の敷設についてには、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況のものであることを考慮し、より適切な回収方法を設定するものである。</p> <p>なお、今回のケース以外であっても、接続料体系の見直しを図るべき状況が生じれば、費用の発生態様を考慮して適切に判断していくこととなる。</p>
		<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアドアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属性に使用するものであることから、その費用につ</p>

<p>いっては、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものであります。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じるところから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>意見2 手続きが複雑化するとその分コストが増加するので、従来どおりの接続料とすべき</p> <p>○ 今回の申請では、初期工事費や撤去工事費、未利用期間の負担など、これまで接続料で回収していたコストを非常に細分化しています。</p> <p>しかししながら、NTT東西は、光回線について回線管理システムによる回線管理費用の値下げをいたしました。光端末回線の手続きにつけては、1つの主端末回線がカバーする配線エリアが不明確などまだ接続事業者の要望が満たされていません。このようなかで、NTT東西が接続料を細分化することは望ましくありません。手続きが複雑化することによる業務負担の増加、費用の回収や回線管理に非常にコストがかかるからです。したがいまして、<u>從来どおりの項目で接続料を設定いただけますよう強く要望いたします。</u></p> <p>(イーアクセス)</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 考え方1でも述べたとおり、今回の見直しについては適当であると考える。</p> <p>なお、NTT東日本及びNTT西日本においては回線管理費が可能な限り低廉になるようコスト削減に努めるべきである。</p> <p>○ 考え方1でも述べたとおり、今回の見直しについては適当であると考える。</p> <p>なお、NTT東日本及びNTT西日本においては回線管理費が可能な限り低廉になるようコスト削減に努めるべきである。</p> <p>(NTT東日本)</p>
--	--	--

<p>○ 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。</p> <p>今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものとします。</p> <p>従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生することと、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 考え方3でも述べたとおり、今回の見直しは接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといつた特殊な状況にあることを踏まえて、費用の発生態様に応じた、より適切な回収方法を設定することを目的としたものであり、必ずしも他サービスと接続料体系が一致している必要はないと考える。</p> <p>○ 今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト回収の適正化を図るものであり、ダークファイバの料金体系が一致する必然性もあります。</p> <p>なお、表中の最低利用期間について、接続料金では設定されているが、Bフレッツには設定されていませんが、との指摘がありますが、当社利用部門は他事業者様と同等の条件により設備の利用等に</p>
<p>意見3 他サービスとの関係を整理してから認可すべき</p> <p>○ 今回の申請では、最低利用期間や初期工事費、撤去工事費について規定されていますが、ドライカッパやダークファイバなどのアクセスサービス系サービスの適用も考慮にいれてその関係を整理してから認可すべきと考えます。</p> <p>具体的には、現在、下表のとおりとなつており、なぜ、シェアードアクセスのみ撤去費用工事がかかる費用のか、今後は、他のサービスにも同様に撤去工事費用を認めにくく考えなのか、会計上問題がないか、明確にしたうえで認可すべきと考えます。</p> <p>そもそも、シェアードアクセスの算定のもとになつてある、ダークファイバの接続料金体系と今回申請のシェアードアクセスの接続料金体系が一致して</p>	<p>○ 今回、認可申請したシェアードアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、会計上問題がないか、明確にしたうえで認可すべきと考えます。</p> <p>そもそも、シェアードアクセスの接続料金体系と今回申請のシェアードアクセスの接続料金体系が一致して</p>

ないことは接続会計上も非常に問題があると考えます。

したがいまして、今回申請のあつた初期工事費、撤去工事費、キャリアチャージは設定をせず、従来の接続料金体系にすべきと考えます。

(NTT東日本)

加入者回線系の接続料	ドリカカバ	ドリカカバ	シエドアクセス	シエドアクセス(今後)
加入者設備設置費用相当額の計算額	メタル	光	光	光
初期工事費※1	なし	あり	なし	なし
撤去工事費※1	なし	なし	なし	なし
最低利用期間	なし	あり	あり※3	あり※2
キャリアチャージ	廃止	廃止	新規	新規

※1) 所外の回線部分にかかる工事費（屋内配線部分を除く）

※2) 接続料金に設定されているが、Bフレッツには設定なし

（イー・アクセス）

意見4 NTT東日本及びNTT西日本の利用部門と接続事業者の公平性について検証すべき

○ 今回の接続料金変更案においては、単芯ケーブルについて、①回線解約時（撤去）の未償却残高及び撤去工事費の支払い、②未利用期間の料金支払い義務、③貸し倒れ損失の考慮等といったルールが追加されております。東西NTT殿のご説明では、「利用部門と接続事業者は同等の条件にて利用を行い、接続会計上区分を行う」とのことですが、接続事業者からみて、同等性が確実に担保されているか全く	考え方4	○ 接続会計における、第一種指定設備管理部門とは、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条に従つて、接続事業者と同等の条件により会計処理することとなつております。当該会計処理の適正性については、同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ていることから、新たな光信号分岐端末回線に係る接続料についても、NTT東日
---	------	---

検証できません。また、新規追加されたルールでは、未利用回線の取り扱い・撤去の有無・償却残高の計上など、管理すべき点も非常に多くなっております。弊社としては、貴審議会において、下記の諸点について確認・検証を行つていただきたいことを要望いたします。

- ① 業務システムも含めた運用において、接続事業者と東西NTT殿利用部門は、全く同様の管理手順で接続料（もしくは振替網使用料）の経理処理が行なわれているか。
※利用するシステムや運用フローが異なる場合、把握される回線数や利用期間が異なる可能性がある。
- ② 費用負担が確実に行われていることを明らかにするための、計上額の開示が必要ではないか。
※結果の公表義務により、透明性が確保される
- ③ 局外スピリッタの運用条件が同等であるか。
(例：分岐回線接続用の心線の在庫運用管理)
※実際の配線工事における同等性が運用上担保されている必要がある

また、下記の点については、東西NTT殿利用者向けサービスとの公平性も担保されていません。

- ① 事業者向けのみ最低利用期間1年を設定。これに対して利用者向けサービスでは、最低利用期間を設定されない。
- ② 未償却残高の支払いは存在しない。

(日本テレコム)

○ 「月額接続料の改定」にともない、接続事業者に対して「ユーザが接続事業者のサービスを解約した場合は、当該サービスに用いていた単芯ケーブルの撤去又は再利用開始までの未利用期間について、当

よう、NTT東西殿利用部門が負担する接続料等が接続会計のどの費用項目に入っているのか明確にし、その内数についても説明していただきたいと考えます。

(KDDI)

- 日本テレコム殿意見の「費用負担が確実に行われていることを明らかにするための、計上額の開示が必要」に賛成いたします。
- 特に、Bフレッツニユーファミリータイプについて、NTT東西日本で接続料の設定とは異なるシングルスターで設備構成を行つていたことなど問題が過去にも生じており、会計上も問題が生じないよう「Bフレッツニユーファミリータイプ」として明確に区分すべきと考えます。

また、平成16年10月27日の説明会資料P.12では、「本接続料の設定前に敷設されている回線からの転用が行われた場合、当該回線は本接続料設定前の回線の平均利用開始年月日に敷設されたものとみなします」とあり、光回線の敷設年月日、使用年月日を過去にも管理できていなることから、NTT東西が自らのサービスであるBフレッツのみの時は管理せず、接続事業者が使いはじめるごとに管理しようとしているのではないかと疑わざるをえません。

(イー・アクセス)

- 当社は先の意見募集に対して、局内設備設置について、NTT東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手続きの同等性が必要であり、NTT東西の接続約款に明記するべきであることを述べました。
もちろん、これ以外にも手続きの公平性は確保されなければならぬことは言うまでもありません。

本及びNTT東西日本は、接続約款に基づく接続料相当分を振替網使用料として適正に計上していると判断できる。
また、NTT東西日本及びNTT東西日本に対して、他事業者と同等の手続き、費用負担、設備運用を行うことは当然担保される必要がある。

最低利用期間については、第一種指定設備利用部門に対しては他事業者と同様に1年の期間が設定されており、公平性は担保されている。
なお、利用者に対して最低利用期間を設けるかどうかについては、各社の判断によるものであると考える。

該接続事業者が単芯区間に係る月額接続料を継続して負担することとなつてゐる。

さらに、NTT 東日本については、最低利用期間（1年）に係る違約金が設定され、その適用対象が小芯区間に係る残余期間の月額接続料相当額とされています。

これに関連して、NTT 東日本及び NTT 西日本の小売部門と接続事業者に課せられる月額接続料の提供条件は同一であることが競争条件として担保されべきであるので、小売部門が提供する B フレッツサービス等本件関連の FTTH サービスについても、小売部門と同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者に提供されることを認可条件として付記すべきと考えます。

(テレコムサービス協会)

「該接続事業者が単芯区間に係る月額接続料を継続して負担することとなつてゐる。」ことに該当する月額接続料の提供条件は、(1)回線解約時（撤去）の未償却残高及び撤去工事費の支払い、(2)未利用期間の料金支払い義務、(3)貸し倒れ損失の考慮等從来にない新しい接続のルールが盛り込まれています。これらに関する、日本テレコムが公平性を確認、検証すべき事項を具体的に述べていますが、重要な指摘であると考えます。

(ソフトバンクB日)

○ Bフレッツと他事業者のFTTHサービスの間における競争公平性を担保すべき。

(ソフトバンクB日)

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従つて、接続事業者様と同等の条件により実施しております。今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。

また、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

したがつて、現行法令において既に接続事業者様との同等性は担保されており、利用部門と同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者に提供されることを認可条件として付記する必要はないものと考えます。

(NTT東日本)

○ 接続会計における管理部門と利用部門の社内取

引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従つて、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、從来と同様、接続約款に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。なお、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

また、光配線区域情報の利用については、接続事業者様と同等の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することとしても、光局外スピッタの運用についても、他事業者様と同等の運用条件とする考え方です。
したがって、接続事業者様との同等性は担保されていると考えます。

なお、当社フレッツサービスにおいては、利用者向けに最低利用期間や撤去時の未償却残高の支払を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に適正に費用負担することとしております。

その上で、利用者向けに最低利用期間等をどのように設定するかは各社の営業戦略によるものであり、接続ルール上の公平性は担保されているものと考えます。

（NTT東日本）

- 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従つて、接続事業者様と同等の条件により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利

用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、従来と同様、接続料に記載された接続料等を用いて適正に実施する旨です。

また、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることとしております。

したがって、現行法令において既に接続事業者の同様との同等性は担保されており、利用部門との同一の提供条件のもとでアンバンドルメニューが接続事業者に提供されることを認可条件として付記する必要はないものと考えます。

(NTT西日本)

- 接続会計における管理部門と利用部門の社内取引については、第一種指定電気通信設備接続会計規則第5条（会計の区分）に従つて、接続事業者と同等の条件下により実施しており、今回の、光分岐端末回線における開通時の工事料、ユーザ利用回線の月額接続料、ユーザ未利用回線の光信号引込等維持負担額、撤去時の撤去工事費及び未償却残高の精算等についても、從来と同様、接続料に記載された接続料等を用いて適正に実施する考えです。なお、その適正性については同規則第11条に基づき会計監査人による証明を得ることと

しておられます。また、光配線区域情報の利用については、接続事業者様と同等の手続き、応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することとしており、光局外スピッタの運用についても、他事業者様と同等の運用条件とする考えです。

<p>なお、当社フレッツサービスにおいては、利用者向けに最低利用期間や撤去時の未償却残高の支払を設定しておりませんが、利⽤部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利⽤等に応じて適正に費⽤負担することとしております。</p> <p>その上で、利⽤者向けに最低利⽤期間等をどのように設定するかは各社の営業戦略によるものであり、接続ルール上の公平性は担保されているものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>意見5 コストの変動要素を料金算定に織り込むべき</p> <p>○ 今回設定されている分岐端末回線の月額利用料の創設費及び工事費は、現在のNTT東西殿の工事実績から工事単価の大きな変動が見込まれる場合は、事後的に行われる遡及精算時の精算額を抑えるために、コストの変動要素を事前に料金算定に織り込むことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しておりますが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準としておられます。</p> <p>なお、今後ともコスト削減については取り組んでいくこととしておりますが、工事量の増減による工事単価の変動をあらかじめ見込むことは困難であり、またそのリスクも大きいことから、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>
		<p>○ 今回の光信号分岐端末回線に係る接続料の見直しにおいては、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその利都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利使用者のために専ら使用するものであるといつた特殊な状況にあることから、NTT東日本及びNTT西日本の投資リスクを軽減するため、分岐端末回線について原価の算定方法を見直し、従来の将来原価方式ではなく、実績工事費に基づき算定するとしたものである。</p> <p>なお、接続料については、毎年の実績工事費に基づき設定することから、今後、工事量の増減による工事単価の大きな変動が生じた場合は、当該変動は当然に反映されることとなる。</p> <p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しておりますが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工能率の改善等を反映した水準となります。</p> <p>なお、今後ともコスト削減については取り組ん</p>

<p>意見6 統料金を見直すべき</p>	<p>○ 平成16年11月10日にNTTは中期計画を発表し、「2010年には3,000万のお客さまが光アクセス・次世代ネットワークサービスを利用活用」「固定系通信事業の設備投資額は、2010年まで従来の設備投資と概ね同程度の水準一累計5兆円で実施」「光アクセスや次世代ネットワーク等に関する設備投資について大幅なコスト削減を目指す」と方針を出しています。</p> <p>今回の申請では光端末回線部分は、平成13年度に申請した、「平成13年度～平成19年度の将来需要」で算定した接続料金を使用していますが、その当時と比較して光回線需要が大幅に変更となることなどが明確になつているため、光端末回線の接続料金を見直すべきと考えます。平成13年度の認可申請時に提出しました弊社意見「今後、需要が今回想定したものから大幅にはずれた場合、将来需要の変更についてどのように考えているかを明示していただきたい」という強く要望いたしました」に対し、総務省の方10では「算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しがなされなくて必要がある。具体的には第1回目の見直しを来年度を目処に行うことなどが適当である。」という見解が出されています。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sogo_tsusin/010831_5.html</p>	<p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、平成13年度に算定した接続料金を見直すべきと考えます。具体的には第1回目の見直しを来年度を目処に行うことなどが適当である。</p> <p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、平成13年度に算定した接続料金を見直すべきと考えます。具体的には第1回目の見直しを来年度を目処に行うことなどが適當である。</p>
<p>考え方6</p>	<p>○ 光信号分岐端末回線に係る接続料は、今回の見直しにより将来原価方式から実際費用方式に算定されるため、本意見は直接関係するものでない。</p> <p>なお、光信号端末回線部分については、将来原価方式で算定された前提条件が大きく変動して、接続料構成といつた前提条件が生じると考えられる場合は、接続料水準に影響が生じると考えられる場合は、算定の見直しを行うことなどが適当である。</p> <p>この点について、確かに平成15年度実績における加入者系光ファイバの回線数が73万回線であり、実績値が予測値を大幅に下回っているが、一方、意見にあるように接続料算定期間の中で光信号端末回線の需要が当初想定していたものと比べ大きく増加することも想定される。このような状況を勘案すると、現時点においては必ずしも接続料水準に影響が生じるとは断定できないことから、当面、需要の推移を注視するのが適当である。</p> <p>○ 今回の光信号分岐端末回線の接続料は、実費を回収するという観点から、将来原価方式ではなく、当社の実績工事費に基づき算定しておませんが、現在のコスト低減は織り込んでおりませんが、現在の工事費についても、物品改良による経済化や施工率の改善等を反映した水準としており組んでいく考えでともコスト削減については取り組んでいた</p>	

が、下表のとおり、平成13年度申請時とNTTの中期計画とでは大きく差があり、早急に見直しあべきと考えます。

- 平成16年1月10日にNTTは中期計画を発表し、「2010年には3,000万のお客さまが光アクセス・次世代ネットワークサービスを利用活用」「固定系通信事業の設備投資額は、2010年まで従来の設備投資と概ね同程度の水準一累計5兆円で実施」「光アクセスや次世代ネットワーク等に関する設備投資について大幅なコスト削減を目指す」「固定系通信事業のコストは2010年には8,000億円の削減」という方針を出しています。
今回の申請にはその「大幅なコスト削減」がどこに反映されているのか全く不明です。将来需要が大きく変動したこと、大幅なコスト削減を考慮して接続料を再度見直しすべきと考えます。
- NTT東西と同様に接続事業者も「大幅なコスト削減」の恩恵が受けられますよう適正な接続料算定と大幅な値下げの実施を強く希望いたします。

す。
(NTT西日本)

- 光信号端末回線（加入光ファイバ）の接続料については、現段階では将来原価方式で予測した芯線ベースの需要を実績需要が大幅に下回っており、現行の接続料では実費を回収できない水準であることから、早急に適正なコストが回収できるよう見直す必要があると考えております。

(NTT西日本)

(単位：万加入)									
光加入者 回線 (累計)	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21 22
平成13年度 申請時 ※1	52	78	119	192	324	459	549	—	—
平成16年 中期計画 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	3,000
FTTH 実績※2	2.6	31	114	—	—	—	—	—	—

※1 単位：芯線

http://www.nlt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/pdf/santei_h130515.pdf
※2 総務省「インターネット接続サービスの利用者数等の推移」より
光ファイバを用いた一般家庭等向けのインターネットアクセス
サービスの開通済み回線数でNTT東西以外の回線も含む。
http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040930_2.html

(イーアクセス)

(イーアクセス)	意見7 サービスが解約された場合の分岐端末回線の扱いについて再考すべき	考え方7
	<p>○ 今回の申請内容によれば、事業者変更の場合は以下にて、接続事業者は分岐端末回線の解約時に2通りの選択をすることとなります。</p> <p>①未利用期間の継続支払いサービス解約後、利用者との再契約の可能性等を想定し、未利用期間中も分岐端末回線の接続料の継続支払いを行い、設備を残置。</p> <p>②撤去工事費を実施（撤去工事費は負担）接続料金支払いを停止するため、分岐端末回線の撤去を行う。</p>	<p>○ 左記ご意見に賛同いたします。</p> <p>○ 今回の接続料金支払いサービスが解約された場合に未利用期間の使用料支払いを避けたため、分岐端末回線の撤去が必要となります。これは光ファイバ資源の効率性を低下させるインセンティブを持つものであり、上記ご意見のとおり残置して有効に活用できる条件を整備すべきと考えます。</p> <p>（日本テレコム）</p> <p>○ <u>KDDI 殿意見の「光回線は、利用者が解約しても残置して有効に利用できる環境を整備すべき」に賛成いたします。</u></p> <p>（イー・アクセス）</p> <p>○ 加入光ファイバは撤去せずに残置するのがよいとの意見に賛同いたします。</p> <p>○ 「2010年には3,000万」としているNTT殿の目標のとおり、今後、光回線の普及が進み、主要な基盤設備として、メタル回線から置き替わるものと考えられます。よって、一時的な解約があつても、その後、他事業者を含めて再利用が可能となるよう、残置しやすい環境整備が必要です。</p> <p>（KDDI）</p> <p>○ NTT東西の光加入者回線を使用している他のサービス（電話、専用線）などでは未利用期間について個別の接続料金を設定していません。今回の申請でも同様の扱いとし、未利用期間は無料とすべきです。</p> <p>○ NTT東西が今後、光ファイバの普及を「2010年には3,000万」と目標にしているのであれば、加入電話と同様に加入光ファイバは撤去せずに残置するのがよいと考えます。</p> <p>○ 光アクセスドロップは事業者がまたがつても再利用すべき。 再利用された光アクセスドロップ回線数は事業</p>

(イー・アクセス)

者間で相殺すべき

(ソフトバンクBB)

- I-Tの促進、設備の有効活用等の観点から、一度設置した光回線を残置することは有効な手段と考えますが、その場合、未利用期間においても、当社は当該回線の資産を抱えること、当該回線の保守・維持に費用がかかるから、その費用は接続料として当該事業者様に負担いただくべきものと考えます。

なお、キャリアエンジニアリングサービスの際、加入者光ファイバは局内のFTTMの繋ぎかえだけで容易に再利用できると想定されるのに對し、シェアドアクセス回線においては新旧事業者の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯線を再利用できない場合が多いと想定されることは再利用できない場合が多いですが、その他回線を見直す認可申請を行いましたが、その他回線についても、費用負担の適正化の観点から、設備実態を踏まえた上でコストの発生態様に応じた見直しを進めていく考えです。

(NTT東日本)

- I-Tの促進、設備の有効活用等の観点から、一度設置した光回線を残置することは有効な手段と考えますが、その場合、未利用期間においても、当社は当該回線の資産を抱えること、当該回線の保守・維持に費用がかかるから、その費用は接続料として当該事業者様に負担いただくべきものと考えます。

なお、キャリアエンジニアリングサービスの際、加入者光ファイバは局内のFTTMの繋ぎかえだけで容易に再利用できると想定されるのに對し、シェアドアクセス回線においては新旧事業者の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯

	<p>線を再利用できない場合が多いと想定されることから、今回はシェアドアクセス回線について料金体系を見直す認可申請を行いましたが、その他回線についても、費用負担の適正化の観点から、設備実態を踏まえた上でコストの発生態様に応じた見直しを進めていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見8 未利用期間の課金は廃止手続完了時までとするべき	<p>接続事業者が廃止手続きをしても、NTT東西が撤去するまで未利用期間を支払うのは不適当なため、現在ダークファイバの手続きと同様、撤去工事日ではなく、廃止日で課金がストップされるような料金にすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 接続事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望し、撤去が行われた場合には、廃止希望日に課金が終了する扱いとなります。</p> <p>なお、当社都合により廃止希望日に撤去できなかつた場合であっても、廃止希望日に課金が終了する扱いとし、未利用期間に係る料金の支払いを要しない運用とする考え方です。(事業者間確認事項においてその旨明記します。)</p> <p>(協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望しない場合には、(接続終了と同時に再利用された場合を除き)その維持を開始することになり、未利用期間に係る料金支払いを要します。)</p> <p>(NTT東日本)</p>
	<p>○ 接続事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望し、撤去が行われた場合には、廃止希望日に課金が終了する扱いとなります。</p> <p>なお、当社都合により廃止希望日に撤去できなかつた場合であっても、廃止希望日に課金が終了する扱いとし、未利用期間に係る料金の支払いを要しない運用とする考え方です。(事業者間確認事</p>	

項目においてその旨明記します。) (協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了する場合において、光信号引込等設備の撤去を希望しない場合には、(接続終了と同時に再利用された場合を除き)その維持を開始することになり、未利用期間に係る料金支払いを要します。)	(NTT西日本)	
<p>意見 9 分岐端末回線の設備管理負担額について今後提供実績が多くなった際は他の設備管理費から分計すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の分岐端末回線の設備管理負担額は、主端末回線区間と同様に分岐端末回線毎にが設定（東日本：129円、西日本：135円）され、例えば8分岐分の月額料金は、それぞれ1,032円、1,080円となります。現段階では本機能の提供実績が少ないため、他機能と同等な水準を適用したことを見解しておりますが、今後、提供実績が多くなった際には本機能独自の算定について検討いたします。 (KDDI) 	<p>参考方 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回のシェアドアクセス方式の接続料における回線管理運営費は、エンドユーザが利用している分岐回線に適用する「光信号分岐端末回線管理機能」と、エンドユーザが未利用期間中の分岐回線に適用する「光信号引込等設備管理負担額」があります。 ○ 光信号分岐端末回線に係る回線管理運営費については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の回線管理運営費とコストの差異等を検証し、必要があれば分計して算定することが適当である。 	<p>(NTT東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回のシェアドアクセス方式の接続料における回線管理運営費は、エンドユーザが利用している分岐回線に適用する「光信号分岐端末回線管理機能」と、エンドユーザが未利用期間中の分岐回線に適用する「光信号引込等設備管理負担額」があります。 ○ 今回のシェアドアクセス方式に係る独自の回線管理運営費の設定については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の端末回線との業務フローの違いやそれに伴うコストの差異を検証した上で、独自の接続料の設定の必要性について検討したいと考えています。 ○ なお、光信号主端末回線区間にには回線管理運営費の設定はありません。

<p>当費の設定については、今後、当該機能の接続実績が増加した段階で、他の端末回線との業務フローの違いやそれに伴うコストの差異を検証した上で、独自の接続料の設定の必要性について検討したいと考えています。</p> <p>なお、光信号主端末回線区間には回線管理運営費の設定はありません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>参考方10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号伝送装置及び局内光スプリッタについて は、第一種指定電気通信設備に指定されており、それぞれについて接続料が設定されている。現在の接続条件は、加入者光ファイバと光信号伝送装置、局内光スプリッタを組み合わせて提供しているものであるが、NTT東日本及びNTT西日本によれば、今後他事業者から要望があれば個々の装置単位での接続について技術的に接続が可能な相互接続点を新たに規定していくことである。このため、NTT東日本及びNTT西日本の光信号伝送装置等の設置手続きについて、他事業者と同等性を確保する必要性ではないと考えられる。 <p>左記ご意見に賛同いたします。 弊社意見書でも述べさせていただきましたが、NTT東西殿利用部門と接続事業者との同等性確保が必要であり、網使用料の支払いだけでなく、手続面からも確実に担保されるべきと考えます。</p> <p>(日本テレコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回のシェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分離装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、他事業者様への提供に係わる手続き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能な工リア内において他事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行ひ機能提供を行つてあることから、専ら自社専用としてご利用される他事業者様の装置と設置に係る手續の同等性が必要とされる装置ではないと考えます。 <p>(ソフトバンクBHD)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式のアンバンドルメニューの提供に用いる光信号多重分離装置及び光信号伝送装置は第1種指定電気通信設備とされており、
---	--

	<p>他事業者様への提供に係わる手続き、条件、料金等を接続約款に定め、現に、提供可能工事に応じて基本的に他の事業者様からの接続要望に応じて基本的に設備対応を行い機能提供を行つてご利用される他のことから、専ら自社専用としてご利用される他の事業者様の装置と設置に係る手続の同等性が必要とする装置ではないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>参考方1-1　ユーザ約款を準用している部分を接続約款として整理すべき</p> <p>○ 最低利用期間など、一部専用線契約約款（ユーザ約款）を準用している規定がありますが、準用する根拠が全くないため、ユーザ約款と切離して接続約款に規定するなど約款の整理も同時に必要と考えます。その際には、NTT東西がユーザ約款より高い料金や条件を接続約款に規定するよう強く要望いたします。</p> <p>(イーアクセス)</p>	<p>○ 接続約款にユーザ約款の規定を準用することは、妨げられておらず、一定の合理性が認められるのであれば、認められるものである。</p> <p>また、接続約款の認可申請については、情報通信審議会に諮問され、所定の手続きを経て認可されるものであり、規定内容について十分な調査審議が実施されている。</p> <p>○ 最低利用期間については、短期間の利用による当社の設備投資リスクを回避する観点から設定しているところであり、当該設定の考え方には、既に専用サービス契約約款（ユーザ約款）にて規定されている最低利用期間の設定の考え方と同義のものであることから、当該ユーザ約款の規定を準用しているところです。</p> <p>なお、NTT東西のBフレッツサービスのユーザ約款（IP通信網サービス契約約款）においては最低利用期間を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に応じて適正に費用負担した上で、販売戦略により設定していないものであり、その設定の有無は接続事業者様の営業戦略上の判断によるものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 最低利用期間については、短期間の利用による当社の設備投資リスクを回避する観点から設定しているところであり、当該設定の考え方には、既に専用サービス契約約款（ユーザ約款）にて規定されている最低利用期間の設定の考え方と同義のものであることから、当該ユーザ約款の規定を準用しているところです。</p>
--	---	--	---

<p>なお、NTT東西のBフレッツサービスのユーザ約款（IP通信網サービス契約約款）においては最低利用期間を設定しておりませんが、利用部門は接続事業者様と同等の条件により設備の利用等に応じて適正に費用負担した上で、販売戦略により設定していないものであり、その設定の有無は接続事業者様の営業戦略上の判断によるものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>意見1 2 土日祝日工事を実施すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT西日本殿は、土日祝日工事を設定しておりません。土日祝日工事を希望する利用者の要望に応えるため、土日祝日においても工事を実施する仕組みを導入していただきたいと考えます。 <p>(KDDI)</p>	<p>考え方1 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI殿意見、及びソフトバンクBB株式会社殿意見の「土日祝日工事導入」に賛成いたします。 <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT西日本においても、今後、土日祝日昼間帯に工事実施することについて検討しております。 <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方1 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT西日本は、自社サービスのユーザに対する土休日工事のメニューを用意していないことから、接続事業者のユーザに対し土休日工事を実施しないことが直ちに問題となるわけではないが、土休日のみ在宅しているユーザが一定数存在する現状に鑑みれば、特にユーザの在宅を条件とする工事について土休日工事を実施することがユーザの利便性確保の観点から望ましく、NTT西日本においては可能な限り土休日工事の実施に向けた努力を行うことが適切であると考えられる。 <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本では、ドライカッパ等 DSL 開通工事及び今回の分岐端末回線の設置工事でも土休日工事が可能ですので、NTT西日本でも同様に土日祝日工事を設定いただけますよう強く要望いたします。 <p>(ソフトバンクBB)</p> <p>意見1 3 24時間保守メニューを設置すべき</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>考え方1 3</p>
---	---	--	--

<p>○ NTT東日本殿は24時間保守メニューレを設定しておりません。24時間保守を希望する利用者の要望に応えため、24時間保守メニューレを設定していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NTT東日本の接続約款変更（案）には、光信号分岐端末回線に係る24時間保守メニューレが入つておりません。お客様の利便性の観点から、NTT東日本においてもNTT西日本と同様、24時間保守の実施を検討していただきたいと要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB)</p>	<p>○ NTT東日本殿も24時間保守を要望との意見に賛同いたします。</p> <p>弊社意見書（11月17日提出）においても同様な主旨の意見を述べさせていただいておりますが、他サービスでは24時間保守を実施しているものも多数あると認識しております。また、24時間保守メニューレを設定する際には、NTT西日本殿と同様な方法で料金を設定していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今後、具体的な24時間保守のニーズや運用体制等を踏まながら、その提供の可否を含め、総合的に検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 意見14 接続事業者による光信号分岐端末回線の自前工事と買取り制度の整備を要望する</p> <p>○ 今回の接続約款変更により、光アクセス部分のアンバンドル制度が整備されることとなり、接続事業者がFTTHサービスを提供するためにより柔軟な設備構成をとることができるようになります。これは光ファイバ資源の効率性を低下させるインセンティブを持つものであり、上記ご意見のとおり残置して有効に活用できる条件を整備すべきと考えます。</p> <p>(日本テレコム)</p>	<p>○ 意見14 考え方14</p> <p>○ （自前工事の実現について）</p> <p>今回のシエアドアセス方式の接続料等の改定は、引込線はNTT東日本及びNTT西日本が接続事業者からの求めに応じてその都度敷設するものであるという特殊な状況に鑑み、從来月額料として回収していた接続料の一部を工事費とした括して徴収するとともに、接続事業者から事業者の依頼に基づき引込線を撤去した場合は接続事業者が未償却残高を負担するなど、從来NTT東日本及びNTT西日本が負担していた設備投資リスクを接続事業者が負担するよう見直すものである。設備投資リスクを負うこととなる事業者からみれば、当該リスクをある程度の裁量をもつて管理する必要があることから、他事業者が自ら引込線を敷設するという選択肢を確保することにより、NTT東日本及びNTT西日本に工事を依頼する必然性はなく、接続事業者も自らが工事をすることができるようになります。</p> <p>○ 今回の接続約款変更案に対する直接的な意見ではありますかが、宅内工事と分岐端末回線工事の実施について意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、端末回線に関する工事は、お客様宅内は接続事業者が行い、分岐端末回線はNTT東西殿が行うことになつております、双方を自社で同時に実</p> <p>① 接続事業者による自前工事 光信号分岐端末回線は、お客様の加入申込み毎に設置するものであり、またNTT東西だけが工事をする必然性はなく、接続事業者も自らが工事をすることができるようになります。</p>
---	---	--	--

<p>従つて接続事業者が、自らの裁量で工事料金や工事期間の設定が行えるよう、自前工事ができる制度の整備を要望いたします。</p>	<p>② 接続事業者による買取り</p> <p>今回の見直し案では、利用されなくなつた光信号分岐端末回線について、接続事業者が接続料を支払い続ける限り基本的にそのままNTT東西に宅内配線工事を実施することができるという選択肢を設けるよう要望します。</p>	<p>(KDDI)</p> <p>線路敷設のためのルールとしては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が既に制定されています。しかし、このガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱い方法を取り決めたものであります。即ち、あくまで設備保有者と電柱等を使用する事業者の関係をルール化したものであり、FTTHサービスで競争關係にあるNTT東西と接続事業者による公平性を規律したものではありません。従つて、上記の光信号分岐端末回線部分の接続事業者による自前工事、および接続事業者による買取りを実施するためには、このガイドラインだけでは不十分であり、NTT東西と接続事業者の間で、①使用できる電柱上の添架位置を同一にすること、及び②NTT東西の線路を一束化できること、をルール化すべきです。</p>	<p>O ①で指摘したように光配線区域には問題があるため、ソフトバンクBHD意見の「光信号端末回線は、自前工事ができる制度の整備を要望」に賛成いたします。なお、さらなる線路敷設の円滑化については、接続事業者がオーブンに利用できるルールとして整備して頂けるよう要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>公正な競争条件に関する意見</p> <p>O 国民的課題であるわが国のプロードバンドの発展のために今後FTTHサービスの普及促進の重要性は急速に高まると言えています。そのためにはFTTHサービスを提供する事業者間の公正な競争が不可欠な条件となります。</p> <p>(ソフトバンクBHD)</p>
<p>した場合のリスクと自ら敷設した場合のリスクのどちらでも選択できるようにしておくことが望ましいと考えられます。</p>	<p>また、他事業者が自ら引込線を敷設することには、サービスベースの競争のみならず、設備ベーネスの競争の進展にもつながり、NTT東西日本及びNTT西日本と接続事業者間の更なる競争の進展により、光ファイバサービスの一層の発展につながることが期待できます。</p>	<p>この点について、NTT東西日本及びNTT西日本は、①光ファイバケーブル等を敷設する際に、予め将来敷設する引込線を含め添架検討を実施していることから引込線の敷設ごとに強度計算等を行いう必要がなく、②自社の占有ポイントに引込線を敷設することができる。他方、他事業者が引込線を敷設する場合には、①新たな添架物として引込線の敷設ごとに添架検討が必要となり、②NTT東西日本及びNTT西日本の光ファイバの添架ポイントとは離れた一般添架ポイントに引込線を敷設する必要がある。</p>	<p>今後、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要求事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一東化の是非等について引込線の敷設ごとに添架検討が必要となり、NTT東西日本及びNTT西日本の光ファイバの添架ポイントとは離れた一般添架ポイントに引込線を敷設する必要がある。</p>

	<p>(1) 設備・工事面の公平性</p> <p>光信号分歧端末回線を、他事業者が自前で工事することとなつた場合とNTT東西が工事する場合を比較すると、現在のNTT東西の電柱使用ルールでは次のような違いがあります。</p> <p>① 接続事業者が自前で工事することとなつた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i. NTT東西とは異なる電柱上の添架位置を使用 ii. 複数の接続事業者が電柱を使用する場合は接続事業者同士で一東化 <p>② NTT東西が工事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i. NTT東西が電柱上の添架位置を単独で使用 ii. 電話などのために設置したメッセンジャーワイヤを使用して光ファイバとともに一東化 	<p>(宅内工事と分歧端末回線工事の一體実施について)</p> <p>接続事業者の設備（宅内設備）について、工事稼動の観点からNTT東西日本及びNTT西日本へ工事の実施を委託することを希望するのであれば、その実現に向けて委託者（接続事業者）と受託者（NTT東西日本及びNTT西日本）の間で協議を行う必要があると考えられる。</p>
		<p>このようにFTTHサービスの設備・工事面の公平性からみると、不公平さは明確です。当社は先の意見募集に対して、「接続事業者による自前工事」と、「接続事業者による買取り」の制度化が必要であり、そのためには①使用できる電柱上の添架位置を同一にすること、及び②NTT東西の線路を一東化できること、をルール化すべきと要望していますが、競争条件を公平にする意味からも是非とも実現して頂くようあらためて要望いたします。</p> <p>(ソフトバンクBB)</p> <p>○ 当社では、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づいて、当社所有の電柱の利用に関する基本的な契約条件として『電</p>

柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について』を公表し、光信号分岐端末回線相当の設備のみならず、光ケーブル等の添架を要望される全ての他事業者様に対して自前工事を含めて必要な条件を整備しているものと認識しております。

また、現状、当社所有の電柱の利用に関するケースは、①空きがないために添架をお断りしているケースは僅少であり、他事業者様から新たに添架を要望されても相応程度対応が可能となる見込みであることと、②当社と同一位置への添架・一東化を行った場合には、当社の工事や保守等に影響を及ぼす虞があることと、③当該添架位置においては、当社開通工事やケーブル敷設工事等が頻繁に実施されるため、一東化されている他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いことから、当社と同一位置への添架・一東化を行うことは困難であると考えております。従って、現行ルールに則り、添架可能な空きポイントへの添架、突出し金物の設置により個別に添架ボイントを確保しての添架により対応をして頂きたいと考えておりますが、更に、現行の添架ボイントに空きがない場合については、新たな添架ボイントへの設置を含め、個別に協議を行い、現行の工事や保守に与える影響等を踏まえつつ、その対応について検討をさせて頂く考えです。

なお、新たな添架ボイントへの設置及びその条件等の検討にあたっては、当社だけではなく、当社以外の電柱保有者の了解が必要となります。

(NTT東日本)

- 当社における再利用の見込みが全くなく、撤去を予定している光信号分岐端末回線に係る光ファイバ設備を、従来の状態のまままで他事業者様に譲渡するとした場合には、結果として他事業者様ケーブルを当社と同一位置への添架・一東化を行う

ことと同義となるため、譲渡した以降の当該添架ポイントにおける他事業者の工事による虞があり、当社の開通工事や保守に影響を与える虞があります。したがって、他事業者様から具体的な要望をいただいた場合には、既存の当社の添架位置から工事や保守等の影響を及ぼさない新たな添架ポイントへの移設等を前提として、個別に提供条件等を検討させていただきます。

(NTT東日本)

○ 当社では、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づいて、当社所有の電柱の利用に関する基本的な契約条件として「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」を公表し、光信号分岐端末回線相当の設備のみならず、光ケーブル等の添架を要望される全ての他事業者様に対する工事を含めて必要な条件を整備しているものと認識しております。また、現状、当社所有の電柱の利用に関しては、①空きがないために添架をお断りしているケースは僅少であり、他事業者様から新たに添架を要望されても相応程度対応が可能となる見込みであること、②当社と同一位置への添架・一束化を行った場合には、当社の工事や保守等に影響を及ぼす虞があること、③当該添架位置においては、当社開通工事やケーブル敷設工事等が頻繁に実施されるため、一束化されている他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いことから、当社と同一位置への添架・一束化を行うことは困難であると考えております。従って、現行ルールに則り、添架可能な空きポイントへの添架、契出し金物の設置により個別に添架ポイントを確保しての

添架により対応をして頂きたいと考えておりますが、更に、現行の添架ポイントに空きがない場合については、新たな添架ポイントへの設置を含め、個別に協議を行い、現行の工事や保守に与える影響等を踏まえつつ、その対応について検討をさせて頂く考えです。

なお、新たな添架ポイントへの設置及びその条件等の検討にあたっては、当社だけではなく、当社以外の電柱保有者の了解が必要となります。

(NTT西日本)

○ 当社における再利用の見込みが全くなく、撤去を予定している光信号分歧端末回線に係る光ファイバ設備を、従来の状態のままで他事業者様に譲渡するとした場合には、結果として他事業者様ケーブルを当社と同一位置への添架・一束化を行うことと同義となるため、譲渡した以降の当該添架ポイントにおける他事業者様の工事により、当社の工事や保守に影響を与える虞があることや、当社の開通工事やケーブル工事等により、一束化された状態にある他事業者様ケーブル等に影響を及ぼす可能性も高いこと等の問題があると考えております。したがって、他事業者様から具体的な要望をいただいた場合には、既存の当社の添架位置から工事や保守等の影響を及ぼさない新たな添架ポイントへの移設等を前提として、個別に提供条件等を検討させていただく考えです。

(NTT西日本)

意見15 屋内配線の低廉化を図るべき

- 利用者宅内の、屋内配線利用料は150Mの専用線の利用者料金を準用し、月額1,000円などしておりますが、この水準はBフレッツサービスで利用者に提供する料金（住宅用200円、ビル用80
- 現在、設備構成上NTT東日本及びNTT西日本の屋内配線を再利用できるのは、集合住宅や事業所に限られるとのことなので、現行の料金については直ちに問題となるものではないが、NTT

考え方15

0円)を上回ることになります。
従いまして、少なくともBフレッサーピスの料
金を用いることが適当と考えます。

(KDDI)

者様はお客様宅を訪問して宅内装置(ONU等)を設置するため、これに合わせて屋内配線工事を実施した方がお客様便に資するものと考えておられます。

また、NTT東西が既にユーザ宅内にて敷設した屋内配線を他事業者様がそのままご利用される場合は、ユーザ宅内にて他事業者様との責任分界点を設けるための筐体が必要となります。現時点でNTT東西ではそのような設備構成としていることから、故障時の責任が不明確になることや、NTT東西に当該筐体に関する故障修理ノウハウがないことから、現実的には戸建(所謂住宅用)にて既設屋内配線を再利用できるケースは想定されず、他事業者様の屋内配線の利用は、事業所や集合住宅用(所谓ビル用)の既設光構内ケーブルの利用となります。

フレッツサービスにおいて、屋内配線設備部分の利用者料金は、ご指摘の住宅用200円、ビル用800円ではなく、ビルなどでNTT東西が設置した光構内ケーブルをご利用いただく場合は、1,000円(基本料200円・加算料800円)となります。

なお、既設屋内配線の料金及び提供条件については、現行省令上、接続約款に定める事項とされておりますが、屋内配線は、他事業者様において設置工事が可能な端末設備であり、ボトルネック性はないことから、今後、本取り扱いについて見直していただくよう要望します。

(NTT東西)

- 屋内配線については、他事業者様において工事実施可能であることから、NTT東西にて屋内配線を新たに敷設してまで他事業者様へ提供する義務はないものと認識しております。また、他事業

東日本及びNTT西日本において、戸建て住宅においても屋内配線の再利用が可能となる場合は、ユーザ料金(200円)と同程度に設定することが適当である。

なお、本件については、他事業者が設置する屋内配線についても、当然に同様に取り扱われるべきものである。

また、屋内配線については、例えば事業所においてNTT東西日本及びNTT西日本が既に構内配線を設置している場合、他事業者がビル内に新たに配線を行うことが困難であることが多く、そのときはNTT東西日本及びNTT西日本の屋内配線を利用することが必要となることから、接続を円滑に行うために必要な事項として接続約款において定めることとしているものである。現在に配線を他事業者が利用する形態が相当数存在していることからみれば、現時点で直ちに見直す必要性はないと考える。

者様はお客様宅を訪問して宅内装置(ONU等)を設置するため、これに合わせて屋内配線工事を実施した方がお客様便利に資するものと考えております。

ふ。また、NTT東西が既にユーザ宅内にて敷設した屋内配線を他事業者様がそのままご利用される場合は、ユーザ宅内にて他事業者様との責任分界点を設けるための筐体が必要となります。現時NTT東西ではそのような設備構成としていることから、故障時の責任が不明確になることや、NTT東西に当該筐体に開する故障面、保守面等に諸課題がないこと等、技術面、保守面等に諸課題があることから、現実的には戸建（所謂住宅用）にて既設屋内配線を再利用できるケースは想定されず、他事業者様の屋内配線の利用は、事業所や集会所等に限られます。

フレッツサービスにおいて、屋内配線設備部分の利用者料金は、ご指摘の住宅用200円、ビル用800円でなく、ビルなどでNTT東西が設置した光構内ケーブルをご利用いただく場合は、1,000円（基本料200円・加算料800円）となります。

なお、既設屋内配線の料金及び提供条件については、現行省令上、接続約款に定める事項とされておりますが、屋内配線は、他事業者様において設置工事が可能な端末設備であり、ボトルネック性はないことから、今後、本取り扱いについて見直していただきよう要望します。

（NTT西日本）

意見16 接続料と利用者料金との関係について
競争的料金の設定が行われていないか検証すべき
○ 接続料と利用者料金との関係性の検証につきましては、平成16年11月8日付弊社意見書(1G b)

考元方 16

ロスまでの符号伝送が可能な光信号伝送装置等の追加に伴う接続料の設定に対する意見)においても指摘させていただきました。弊社としても、同様の取り扱いを行つていただくことを要望いたします。

重要と考えます。弊社意見書(11月17日提出)でも述べさせていただいているように、今回の拡大が必要と考えます。

サービス開始から既に3年を経過したBフレッツサービスの現時点での普及率を基に収容比率を試算すると以下のとおりとなります。FTTHサービスは普及途上とはいえ、光配線区域あたりの世帯数が少ない場合、今後、他事業者がサービス提供する際に事業が成り立たず、参入不可となる可能性が大変高いと考えられます。

<平成16年11月8日付弊社意見書 抜粋>

FTTHサービスは今后のブロードバンドサービスの中的な役割を担うものと期待されております。このFTTHサービス市場の公正競争を確保するためには、指定電気通信設備を保有する東西NTT段の利用者向けサービス(Bフレッツ)と、接続料の関係を適切に検証し、反競争的料金の設定(プライススカイーズ)を防止することが必要であると考えております。

從来、貴議会において、接続料と利用者料金との関係を検証されておりますが、平成16年10月19日付答申において示された考え方では、以下のような検証を行つていていることが示されています。

(考え方4)

「具体的には、提供するサービスに係る設備ごとの接続料(接続料が設定されない設備については、その費用)を想定される収容ユーザ数で除し、それらを足し上げることによって1ユーザ単位のネットワークコストを計算し、それと利用者料金を比較することによって、費用の合計が利用者料金を下回ることを確認している。」

この検証手続きによれば、ネットワークコストを利用料金がわざかでも上回れば適当であるとの結論となります。しかしながら、サービスの提供には、当然小売コストが必要であり、小売コストを無視した検証は反競争的料金の防止に有効な手段とはなりません。平成14年8月7日付「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」におい

果を接続委員会に報告しているところであり、本件についても同様に検証されている。

また、今回の接続料の見直しに収容率は関係しないが、収容率の適切性を検証することは、平成16年1月26日付け答申の考え方3にあるとおり、現時点において、接続料の適切性を検証するという観点から収容率を検証することは時期尚早であるが、たとえば回線数が最終年度(平成19年度)の予測需要の過半に達した場合など需要動向についてより明確になった段階においては収容率の検証を行うことが適当である。

なお、この点について、意見には「例えば、2年経過した今の利用率が20%程度しかない場合は、残りの3年間の平均利用率は挽回するためには、86%以上超えていないければ、5年間の平均利用率は60%に達しません。」とあるが、この考え方においては設備量の増加が考慮されていない。光信号端末回線の需要については、意見6で指摘されているように、今後大幅に増加することも想定されることから、上記意見のように断定することはできないものと考える。

また、光配線区域については、考え方2.3を参考されたい。

【Bフレッツサービスアミリータイプの収容比率】						
ブロック内世帯	10世帯	30世帯	50世帯	70世帯	100世帯	内、戸建・二階 以下集合住宅
	6世帯	18世帯	30世帯	42世帯	60世帯	
ブロック数	239万	80万	48万	34万	24万	
戸建向加入世帯数	0.30	0.90	1.49	2.09	2.99	
収容比率	3.7%	11.2%	18.7%	26.1%	37.3%	

- <前提>
- Bフレッツサービス提供地域に存在する世帯数 23,850千世帯 (Bフレッツサービスの提供可能エリアから想定)

- Bフレッツニアフミリー・ファミリー100の契約数 1,215千契約 (2004年9月末時点、NTT段) 中間決算資料「平成16年11月10日」より) 内、戸建契約の割合: 58.6% (総務省報道資料 ブロードバンド契約数等の推移「平成16年11月12日」) から想定)

戸建加入者数は、7,192千契約
以上より、普及率は、7,192 契約 ÷ 23,850 契約 = 3%
(KDDI)

- 日本テレコム段意見の「接続料と利用者料金の検証をすべき」に賛成いたします。
Bフレッツニアフミリー・ファミリーは平成13

ても同様の観点から、小売コスト（＝営業費）を考慮すべきとの考え方があります。

「③したがって、東・西NTTにおいて個々のサービス毎に検証するかどうかに問題があります。仮に、利用者料金算定には高い収容率を用いて計算する一方、接続料算定には低い収容率を用いた場合には、容易に検証を通して、反競争的料金の設定（プライスクイーズ）を行うことが可能となります。

したがって、弊社としましては、上記の理由から、以下の点を考慮した検証を行つていただくことを要望いたします。

①小売コスト（＝営業コスト）を含めた検証
②適切な収容率に基づく検証

（日本テレコム）

年8月当初から接続料と利用者料金の関係でプライスクイーズが非常に問題となっている接続料金です。にもかかわらず、その問題が解決されない一方でNTT東西が光IP電話の認可申請をしています。このため、NTT東西の光IP電話の認可前までには、早急に接続料と利用者料金の関係について検証を実施し、検証結果を公開していただけますよう強く要望いたします。（P.32）

平成16年11月26日に総務省が認可した「1Gbpsまでに符号伝送が可能な光信号伝送装置及びルーティング伝送機能におけるLANインターフェースの追加に伴う接続料の設定」において、総務省の考え方として「ニューファミリータイプ（100Mbps）の接続料算定において用いられている平均收容率は60%であるが、当該接続料の算定に用いられている将来原価方式は、5年内の期間の予測原価を基に平均化された接続料を算定し、当該期間をかけて回収する方式であることから、原則的には算定期間終了時に見直しが行われるものである」とあります、本案件にも該当する部分で大きく3点問題があります。

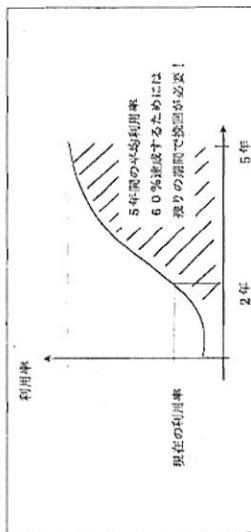
http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041126_4_03.pdf
まず、1点目ですが、「5年間の平均收容効率60%」というのは、例えば、2年経過した今の利用率が20%程度しかない場合は、残りの3年間の平均利用率は挽回するために86%以上超えていかなければ、5年間の平均利用率は60%に達しません。現在の利用率が30%程度しかない場合は、残りの3年間の平均利用率は80%以上超えていないければ、5年間の平均利用率は60%に達しません。少なくともNTT東西の過去の収容効率実績を開示し、検証結果を公開していただけますよう強く要望いたします。「（図）平均利用率について」を参照のこと。
2点目に、現在のNTT東西の「光配線区域」

では、1つの屋外プリッタがカバーする世帯数が非常に少ないので、5年経過しても平均収容率が50%超えることは不可能と思われます。
「光配線区域」の見直しを行うか、60%の収容効率という条件を見直しして再度検証するかを行うべきと考えます。

3点目に、収容効率について、「算定期間終了時に見直しが行われるものである」とあります
が、接続料申請当初からさまざまな接続事業者が問題提起をしていましたが、5年経過後に見直しが行われたとしても、接続事業者の参入機会を取り戻すことは出来ません。

BTフレッツニューファミリータイプについて
は、コスト回収上問題があると想定されることから、明確に会計の分計をおこなうことが必要です。NTT東西が接続料金は赤字にならないよう回収しつつ、自社サービスで赤字になつた場合、NTT東西の赤字部分を接続料金もしくはユーバーサルサービス基金などで他続事業者が負担することがないよう検証を行える仕組みが必要です。

(図) 平均利用率について



(イー・アクセス)

- 意見17 接続会計においてNTT東西の光IP電話の収支を既存の電話と分計すべき
○ NTT東西は、平成16年9月1日から「集合住

- 考え方17
○ 本件は、今回の認可申請内容とは直接関係あり
○ ユニバーサルサービス基金の在り方にについて

宅向けＩＰ電話（ひかり電話）」をサービス開始し、平成16年11月9日に「戸建住宅向けＩＰ電話サービス」に関する活用業務の認可申請をしています。

<http://www.nitt-cast.co.jp/release/0408/040830c.html>

平成16年12月からはユニバーサルサーバー基金の見直しが予定されていますが、NTT東西が今後予定している光ＩＰ電話は既存の電話サービスに重大な影響があるため、（現在は、ユニバーサルサービスコストは長期増分費用方式で算定していますが）、その会計分離を明確にしておく必要があります。

ユニバーサルサーバー基金の見直しで、光ＩＰ電話の影響が算定できるよう、接続会計で分計し、報告すべきと考えます。

（イー・アクセス）

ません。
接続会計の目的は「当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もつて接続料の適正な算定に費用すること（第一種指定電気通信設備接続会計規則第1条より抜粋）」であり、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門に資産並びに費用及び収益を整理し、電気通信設備の管理運営に関する費用は、適正な基準により設備区分に帰属することとしており、光ＩＰ電話に関する費用についても関連する設備区分に適正に帰属する考えですが、接続会計において光ＩＰ電話の収支を分計し、報告する必要はないものと考えます。

（NTT東日本）

○ 本件は、今回の認可申請内容とは直接関係ありません。

接続会計の目的は「当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もつて接続料の適正な算定に費用すること（第一種指定電気通信設備接続会計規則第1条より抜粋）」であり、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門に資産並びに費用及び収益を整理し、電気通信設備の管理運営に関する費用は、適正な基準により設備区分に帰属することとしており、光ＩＰ電話に関する費用についても関連する設備区分に適正に帰属する考え方ですが、接続会計において光ＩＰ電話の収支を分計し、報告する必要はないものと考えます。

（NTT西日本）

は、本年11月26日に当審議会に諮問されたところであるが、光ＩＰ電話の提供による影響についても、必要があれば、今後のユニバーサルサービス基金の在り方の検討の中で議論されるものである。

なお、NTT東西のＩＰ電話の収支に係る会計については、その他のサービスに関する業務の会計と分計する考え方が既に両社より示されている。（本年11月9日付け活用業務の認可申請）

意見18 光配線区域情報の提供について歓迎する
○ 「光配線区域」を意識した事業展開ができる限り行いたいとの接続事業者からの要望に応え、今回、新たに「光配線区域情報の提供」を接続事業者に対して開始することを歓迎します。

考え方18

(テレコムサービス協会)

意見 1.9 光配線区域情報ついてより詳細な情報を開示すべき

				考え方 1.9
○ NTT 東西から提供される光配線区域情報には、配線番号とこれに属する光配線区域(住所)がありますが、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されません。そのためには、個々のお客様がどの配線ブロックに収容されるかは、NTT 東西に申し込んで初めて接続事業者が認知できます。即ち、一つの地番内の配線ブロックのエリア境界は、事前に接続事業者が知ることになります。	○ 左記ご意見に賛同いたします。左記ご提示された光配線区域情報の開示については、区域境界が不明確であるなどの問題点があります。情報の有用性の向上、NTT東西殿利用部門との情報格差の解消のため、上記ご意見のような条件を追加することを検討すべきと考えます。 (日本テレコム)	○ 今回ご提示された光配線区域情報については、区域境界が不明確であるなどの問題点があります。情報の有用性の向上、NTT東西殿利用部門との情報格差の解消のため、上記ご意見のような条件を追加することを検討すべきと考えます。 (日本テレコム)	○ 「配線ブロックエリアの境界を接続事業者も認識できるような情報の提供」を要望するとの意見につきまして賛同いたします。	○ 「配線ブロックエリアの境界を接続事業者も認識できるような情報の提供」を要望するとの意見につきまして賛同いたします。
○ 線番号とこれに属する光配線区域(住所)がありますが、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されません。そのためには、個々のお客様がどの配線ブロックに収容されるかは、NTT 東西に申し込んで初めて接続事業者が認知できます。即ち、一つの地番内の配線ブロックのエリア境界は、事前に接続事業者が知ることになります。	○ ① お客様がどの配線ブロックに入っているのかが判らないため、引っ越し工事ができるかどうかお客様に明確に説明できず、営業活動に大きな支障となる。	○ ① お客様がどの配線ブロックに入っているのかが判らないため、引っ越し工事ができるかどうかお客様に明確に説明できず、営業活動に大きな支障となる。	○ 一方で NTT 東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、公正競争の観点から著しく不公平であると考えます。	○ 一方で NTT 東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、公正競争の観点から著しく不公平であると考えます。
○ 線番号とこれに属する光配線区域(住所)がありますが、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地**号」までの情報しか提供されないために、お客様がその配線ブロックに入っているかどうかが明確ではなく當	○ ② 収容効率を高めるために特定の配線ブロックに對して集中的に営業活動を行うこと等ができる結果として収容効率を上げることができます。	○ ② 収容効率を高めるために特定の配線ブロックに對して集中的に営業活動を行うこと等ができる結果として収容効率を上げることができます。	○ 情報面の公平性	○ 情報面の公平性
				○ NTT 東日本及び NTT 西日本は、光信号用の伝送路設備の敷設状況等接続の請求に際して必要な情報を開示する必要があります。光配線区域について、NTT 東日本及び NTT 西日本の利害部門と接続事業者とで得られる情報のレベルが同じであつたとしても、光配線区域の情報は、今後シェアドアクセスによるサービスによる設備の収容効率を上げるに当たりより重要なものとなると考えられます。
				NTT 東日本及び NTT 西日本において、設備管理部門が定めた光配線区域を住所表示として他の事業者に開示するに当たり、利用部門が有する契約者情報を用いるがために**番地**号までの情報提供することが個人情報保護との観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、追加的に必要となる稼動やコストを考慮し、個人情報保護の観点から問題となる情報開示の方法について検討を行い、その結果について、平成 17 年 3 月末までに総務省に報告するこれが適当である。
				なお、配線ブロック番号に属する情報として、電柱番号等を追加して開示することには、通信設備のセキュリティ確保の観点から、開示しないことが適当である。

案① 配線ブロック番号に属する光配線区域(住所)の情報として「**丁目**番地**号」

当社は先の意見募集に対して、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地**号」までの情報しか提供されないために、お客様がその配線ブロックに入っているかどうかが明確ではなく當

て、NTT 東日本及び NTT 西日本において、設備管理部門が定めた光配線区域を住所表示として他の事業者に開示するに当たり、利用部門が有する契約者情報を用いるがために**番地**号までの情報提供することが個人情報保護との観点から問題となるかどうかについて総務省に速やかに確認を行い、仮に問題となるおそれがあるのであれば、追加的に必要となる稼動やコストを考慮し、個人情報保護の観点から問題となる情報開示の方法について検討を行い、その結果について、平成 17 年 3 月末までに総務省に報告するこれが適当である。

なお、配線ブロック番号に属する情報として、電柱番号等を追加して開示することには、通信設備のセキュリティ確保の観点から、開示しないことが適当である。

まで含める。
案② 当該配線ブロック番号に属する情報として、
電柱番号等を追加する。

(ソフトバンクB/B)

- 提供される収容局ごとの光配線区域の範囲、すなわち「光配線区域ごとのカバーエリアを示す住所表示」のしかたについて、重複する配線区域の情報についても分かりやすく明示すること。

(テレコムサークル協会)

- 本情報においては、光配線区域毎で地理的な境界線を明確化していただくことを要望します。

(KDDI)

- 接続料を細分化したり手続きを複雑化するよりも、まず先に接続事業者が要望している「配線エリアの情報公開」をやるべきです。光回線のオーダーシステムや回線管理システムの見直しなどを行い、コスト削減の実施をしていただけますよう強く要望いたします。

(イーアクセス)

業上接続事業者は不利であることを述べました。
社団法人テレコムサークル協会およびKDDI、イーアクセスの各事業者もそろって同趣旨の意見を述べられており、接続事業者にとって正確な光配線区域情報がいかに大切であるかを物語っています。

一方でNTT東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、不公平であることは明確です。

光配線区域について「**丁目**番地**号」までの情報しか提供できない理由があるのであれば、NTT東西はその理由を公表し、それが妥当なものであるのかどうか広く意見を求めるべきであると考えます。

(ソフトバンクB/B)

- 光配線区域に係る情報として提供する住所情報は、当社の契約者情報に基づいて作成しています。隣接する光配線区域の境界線を明確化するために「**丁目**番地**号」まで情報提供することとした場合、その住所情報をもとに特定個人を識別できる可能性もあることから、当社としては、個人情報保護の観点から、このレベルまでの詳細な情報を開示することは困難であると判断し、基本的に「**丁目**番地」までの情報提供（光配線区域内で集合住宅・ビル等がある場合は複数の住居が存在することから「**丁目**番地**号」まで表示する場合もあります）に留めておりますのでご理解願います。
また、電柱番号等の情報提供については、加入者光ファイバープルの配線ルートに係る情報であることから、通信設備のセキュリティ確保の観点で問題があるうえに、シェアドアクセス方式の利用検討においては不可欠な情報にも当らないことから対応は困難であります。

なお、当社利用部門において光配線区域情報を利用する場合には、他事業者と同様の手続きにより、同一の情報を取得することとしております。

(NTT東日本)

- 光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの他事業者様要望に対応し、今回の申請において光配線区域の力バーエリアに関する情報を提供する手続きを設けております。
また、回線管理等に関する業務運営コストについても、効率的な運用に努めているところです。

(NTT東日本)

- 光配線区域に係る情報として提供する住所情報は、当社の契約者情報に基づいて作成しています。隣接する光配線区域の境界線を明確化するために「**丁目**番地**号」まで情報提供することとした場合、その住所情報をもとに特定個人を識別できる可能性もあることから、当社としては、個人情報保護の観点から、このレベルまでの詳細な情報を開示することは困難であると判断し、基本的に「**丁目**番地」までの情報提供（光配線区域内で集合住宅・ビル等がある場合は複数の住居が存在することから「**丁目**番地**号」まで表示する場合もあります）に留めておりりますのでご理解願います。
また、電柱番号等の情報提供については、加入者光ファイバープルの配線ルートに係る情報であることから、通信設備のセキュリティ確保の観点で問題があるうえに、シェアドアクセス方式の利用検討においては不可欠な情報にも当らないことから対応は困難であります。
- なお、当社利用部門において光配線区域情報を利用する場合には、他事業者と同様の手続き

<p>きにより、同一の情報を取得することとしております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの他事業者様要望に対応し、今回の申請において光配線区域の力バーエリアに関する情報を提供する手続きを設けております。 また、回線管理等に関する業務運営コストについても、効率的な運用に努めているところです。 <p>(NTT西日本)</p>	<p>意見20 光配線区域情報の同等性を確保すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光配線区域の情報提供に関して、今回「光配線区域を意識した事業展開を行いたいとの事業者要望に応じるため」として新たに料金が設定されています。 しかし、光配線区域が役務を提供する上で必須な情報であると理解しております。 要望事業者に対して相応の負担を求めるところは必要と考えますが、情報提供料金の算定においてはNTT東西殿の利用部門の利用分は控除すべきです。 <p>(KDDI)</p>	<p>考え方20</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本及びNTT西日本によれば、光配線区域については、所内装置の収容効率や配線ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮して、光ファイバ設備の敷設設計画の段階で設定するとの考え方であり、また、現時点で利用部門は光配線区域情報を利用していないとのことである。 なお、今後、NTT東日本及びNTT西日本の利用部門が光配線区域情報を利用する場合にはおいては、他事業者と同等の手続きで応分の費用負担を行い、同一の情報を取得することが適当である。
--	--	--

<p>利用できる情報には格差があるものと認識。 (例: 同様のシステムも存在するが、別途情報 を照会できるスマートムームが存在する等)</p> <p>(日本テレコム)</p>	<p>意見 2-1 光配線区域の情報を速やかに提供するべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提供中の光配線区域の情報に加え、6ヶ月以内など近い将来提供予定あるいは提供が確定した光配線区域に関する情報についても、速やかに提供してほしい。 <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>考え方 2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業者からの情報提供の要望も踏まえ、NTT東日本及びNTT西日本において、光配線区域を新たに設定した場合には、その情報を速やかに開示するよう検討することが適当である。
<p>意見 2-2 手続費の追加負担を避けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本情報の提供に係る手続費については、サービスを継続中の事業者が撤退事業者の手続費の一部についても追加負担することを極力避けるため、年度実績が確定した時点で協定事業者と事後精算を行なうのではなく、次年度以降については、前年度実績と光加入者の需要伸長を加味しての手続費の設定を行なうことが望ましい。 <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>意見 2-2 手続費の追加負担を避けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本情報の提供に係る手続費については、サービスを継続中の事業者が撤退事業者の手続費の一部についても追加負担することを極力避けるため、年度実績が確定した時点で協定事業者と事後精算を行なうのではなく、次年度以降については、前年度実績と光加入者の需要伸長を加味しての手続費の設定を行なうことが望ましい。 <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>考え方 2-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光配線区域情報は、他事業者様が営業展開を図っていく上で有用な情報であると認識しておりますが、各事業者の判断により利用要望の有無や利用頻度は異なるため、弊社において、需要予測を行なうこととは、困難であると考えております。したがって、適正な費用回収を図る観点から、当該年度の実績に基づき手続費の再算定を行い精算することとしております。 ○ なお、光配線区域情報を提供した後、精算する時点において既に撤退された事業者様に対して、提供した情報量に応じて精算を実施させたいただくことから、サービスを継続中の他の事業者様に撤退された事業者様が負担すべき手続費の一部をご負担いただくということはないものと考えております。

(NTT東日本)

- 光配線区域情報は、他事業者様が営業展開を図つていく上で有用な情報であると認識しておりますが、各事業者の判断により利用要望の有無や利⽤頻度は異なるため、弊社において、需要予測を行なうことは、困難であると考えております。したがって、適正な費用回収を図る観点から、当該年度の実績に基づき手続費の再算定を行い精算することとしております。
- なお、光配線区域情報を提供した後、精算する時点において既に撤退された事業者様に対しても、提供した情報量に応じて精算を実施させたいただくことから、サービスを継続中の他の事業者様に撤退された事業者様が負担すべき手続費の一部をご負担いただくということはないものと考えております。

(NTT西日本)

意見23 光配線区域を拡大すべき

- 今回の申請対象である光ファイバのシェアドアクセス方式（以下「本機能」と言います。）は、FTTH市場発展に、大変有用であると考えております。今回の接続約款変更申請では、NTT東西殿の設備投資に係るリスクを軽減する内容となつておりますが、公正かつ有効な競争環境を整備するという観点からは、「光配線区域」の充実・拡大が、より重要であり、早急な対策が求められるものと考えます。

1 光配線区域について

- (1) 光配線区域とサービス提供コスト
光配線区域は、今回の接続約款変更申請で「光信号分岐端末回線を同一の光局外スピリタに収容することが可能な範囲として当社（N

- KDDI殿意見、ソフトバンクB3B殿の「光配線区域の情報が不明確」「屋外スピリッタの収容効率を上げることが必要」との意見に賛成いたします。

現在の光配線区域の開示情報では、区域内の番地でも実際に回線を申込むと「光配線区域ではない」という理由でFTTHサービスができぬ場所があります。また、現在の開示情報では、同じ番地がいくつかの光配線区域（屋外スピリッタ）にまたがっていて、同じ屋外スピリッタに収容されるのかどうかが申込時点で不明です。そのため、屋外スピリッタの収容効率を上げることが非常に困難です。したがいまして、現在の「光配線区域」の開示情報の精度を上げて、NTT東西へ申込をする前に、どの住所だとこの屋外

考え方23

- 光配線区域が狭い場合には、一つの配線区域に複数の事業者が採算に乗るベースで事業を行うことが困難となり、特定の事業者の一人勝ちとなる傾向が生じると考えられる。光配線区域ごとに特定の事業者が勝ち残るという競争の形態が否定されるものではないが、①既に当該配線区域でユーザを獲得している事業者が競争上有利となる、②一人勝ちにならない場合には、小さいバイを複数の事業者で取り合う結果、設備の収容効率が下がる、といった問題が生じるおそれがある。
- 一方、NTT東日本及びNTT西日本によれば、光配線区域は、考え方20のとおり、コストの低廉化、工事の効率性、設備品質の確保等を考慮して設定しており、仮に光配線区域を広く設定し直すとした場合には、業務運営上の多大な影響

NTT東西殿)が別に定める区域」と規定されています。

お客様利便の向上のためには、多數のお客様にご利用いただくことで、回線あたりのサービス提供コストを低廉化する必要があります。本機能の回線あたりのコストを下げるためには、同一の区域内で、できる限り多くのお客様にご利用いただくことが必要となります。

仮に、区域内に存在するお客様の絶対数が少ない場合、NTT東西殿を含む全ての事業者は多くのお客様にご利用いただくことが出来ず、低廉な料金での提供等、お客様利便の向上に障をきたしかねません。

(2) 必要な光配線区域の広さ

光配線区域の拡大は、NTT東西殿の保守・運用上の観点から、際限なく拡大出来るものではないと理解しております。しかしながら、それでも複数事業者による有効な競争を行うためには、区域内世帯数は少なくとも100世帯を超えることが必要です。

【1 区域内に必要な世帯数】

<前提条件>

- ① 同一区域内の提供事業者は3社、収容比率はBフレッツファミリータイプと同様80%。
- ② 4392万世帯の住宅(H10.住宅土地統計調査より)の約20%がFTTHに加入。

* e-japan構想では、2005年に超高速インターネットとして1,000万加入。

- ③ このうちシェアドアクセス型のサービス加入者は約85%と想定(15%は大型集合住宅でありシェアドアクセス型の対象外)。よって、シェアドアクセス型を利用する加入者は全世帯の17%程度。
<算定>

スプリッタに収容されると情報にしていただけますよう強く要望いたします。

また、現在の光配線区域では、1つの屋外スピリッタの収容効率が極端に低いため、屋外スピリッタの接続事業者が占有して費用負担するのではなく、接続事業者が占有して費用負担することになります。にもかかわらず、NTT東西は接続事業者にもNTT東西と同じ光配線区域を使用するよう義務付けています。現状、NTT東西の屋外スピリッタの収容効率実績が極端に低いことから考えますと、NTT東西と同様のやり方で行つていてはFTTHサービスは採算があわず、普及しません。したがいまして、屋外スピリッタは接続事業者が単独に費用を負担して占有するならば、現在行われているNTT東西の光配線区域ではなく、より広い配線区域を接続事業者が決めて屋外スピリッタ設置し、収容効率を上げることができます。

- (イー・アクセス)
- 光ファイバを効率的に使用するための光配線区域に関する意見

が生じることである。また、引込線区間が長くなること等により、引込線あたりの料金が高くなるおそれもある。

現時点では、光配線区域に関する詳細な情報は明らかとなっておらず、また、今後、どの程度の事業者がシェアドアクセスサービスに進出し、どの程度のユーザがシェアドアクセスに加入するか不确定な要素が多いため、現時点では現行の光配線区域の大きさの妥当性を判断することは困難であるが、接続事業者の試算によれば現行の光配線区域の大きさが非常に狭いとの指摘もある。総務省は、今回寄せられた接続事業者からの指摘も踏まえ、今後、光配線区域の実態について十分に把握し、競争状況等を注視していくことが求められるものであり、NTT東日本及びNTT西日本においては、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアードアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うことが適当である。

シェアドアクセス方式のFTTHサービスは、1本の光ファイバを複数の利用者で共用することにより、回線あたりのコストを下げることを特長とする方式です。この特長を生かすためには、1本の光ファイバのカバーエリアである光配線区域が適切な広さであることが求められます。

1 事業者あたりの収容比率を 80% とすると、
1 局外スピリッタあたり、6・4 加入（最大收
容回線数 8 加入 × 80%）。

更に、同一地域で 3 社がサービス提供する場合、
19・2 加入（6・4 加入 × 3 社）
区域内の世帯普及率を 17% とした場合、10
0 加入超（19・2 加入 ÷ 17%）が必要。

(3) 「80%」の収容比率について

本機能を利用して提供される NTT 東西殿の
B フレッシュサービスは、お客様料金算定にあた
って、設備の収容比率を 80%（※）と見込んで
いることが、過去の接続約款認可申請等で明
らかになっています。各接続事業者が、NTT
東西殿と同等な料金構造でサービスを提供する
には、ほぼ同一の収容比率を見込む必要があり
ます。

しかしながら、過去の意見書募集の際、この
収容比率は実現困難である旨の意見が複数の事
業者から提出され、情報通信審議会も実際の收
容比率も踏まえ、その適正性の検証が必要であ
るとの考え方（※※）を示したこともありました。
現時点でも 80% の収容比率は実現困難と
考えておりますが、重要なのは、実際に収容比
率 80% を可能とする光配線区域の拡大と考
えております。

※ 収容比率の検証は、情報通信審議会の答
申（平成 13 年 8 月 31 日）において以下の
どおり、考え方が示されています。
「この比較で見込まれている収容比率（約
80%）については、今後、NTT 東日本・西日本における収容比率の実績と比較する等、その
適切性について検証する必要がある。
今回問題提起された接続料の利用者料金と
の関係の検証については何れにしても今後

今後、FTTH サービスが複数の事業者によつ
て提供されることを想定すると、現在の NTT 東西
だけが提供することを想定して設定されたと考え
られる光配線区画では、1 本の光ファイバあたり
の収容利用者数が少なく、利用者当たりのコスト
が高くつき、その結果として低廉な料金でのサー
ビス提供が困難になることが考えられます。こ
の点について、KDDI 社は先の意見募集に対し
て、次のように述べておられます。

< KDDI 社意見（引用）>

「お客様利便の向上のためには、多数のお客様
にご利用いただくことで、回線あたりのサービ
ス提供コストを低廉化する必要があります。本
機能の回線あたりのコストを下げるためには、
同一の区域内で、できる限り多くのお客様にご
利用いただくことが必要となります。

仮に、区域内に存在するお客様の絶対数が少
ない場合、NTT 東西殿を含む全ての事業者は
多くのお客様にご利用いただくことが出来ず、
低廉な料金での提供等、お客様利便の向上に支
障をきたしかねません。」

KDDI 社の意見は、まことに的確であり、当
社としても光ファイバあたりの収容利用者数を多
くし、利用者当たりのコストを下げるために光配
線区画は適切な広さとすることを要望いたします。

(ソフトバンク BB)

○ 光配線区域は、所内装置の収容効率や配線（单
心等）ケーブルを含めた構成設備全体でのコスト
の低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から
見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存
の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否な

十分検討する必要がある。」

※※利用者料金の算定における収容比率80%については、「I-T時代の接続ルールに関する研究会」報告書（平成14年7月23日）の中で、Bフレッツファミリータイプの利用者料金と接続料の関係の検証の際に説明されております。

以上を踏まえ、変更申請の認可にあたっては、光配線区域の拡大を条件として頂くことを要望します。

- ①光配線区域における世帯数
(2)で述べたとおり、1区域で100世帯を超えることが最低限必要です。
- ②光配線区域拡大の実現方法
光配線区域を拡大する方法としては、運用面・技術面を考慮し、同一幹線上における既存光配線区域を統合することで可能と考えます。
- ③光配線区域決定基準の接続約款への明記
NTT東西殿が別に定める光配線区域については、1区域あたりの戸数等の決定基準を接続約款に明記する必要があると考えます。更に、事後的に実施状況を検証することも必要です。

(KDDI)

など、各地域の属性も勘案の上設定をしています。

- ・光配線区域変更（統合）については、
　　・光配線区域変更に伴う、当社お客様、他事業者様の申込みオーダ処理への影響
- ・統合に伴う配線ケーブル、引込線ケーブルの長延化による開通工事、保守運用性及び設備コストへの影響により、設備コストが増大し、光分岐端末回線の接続料が値上げとなる可能性
- ・統合される配線点までの既存ケーブル等の設備収容効率の低下
- ・光配線区域変更に伴う再設定に係る稼動、管理コストへの影響

等を考慮する必要があります、現時点での各光配線区域における当社及び他事業者様の需要動向については不確定な要素も多いことから、上記による影響を考慮し、光配線区域の変更は考えておりません。

(NTT東日本)

○光配線区域は、所内装置の収容効率や配線（単心等）ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の属性も勘案の上設定をしています。

- ・光配線区域変更（統合）については、
　　・光配線区域変更に伴う、当社お客様、他事業者様の申込みオーダ処理への影響
- ・統合に伴う配線ケーブル、引込線ケーブルの長延化による開通工事、保守運用性及び設備コストへの影響により、設備コストが増大し、光分岐端末回線の接続料が値上げとなる可能性
- ・統合される配線点までの既存ケーブル等の設備収容効率の低下
- ・光配線区域変更に伴う再設定に係る稼動、管理

<p>コストへの影響等を考慮する必要があり、現時点での各光配線区域における当社及び他事業者様の需要動向については不確定な要素も多いことから、上記による影響を考慮し、光配線区域の統合等の変更是考えておりません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 現在、NTTは各家庭から接続基地局までは、排他的独占状態にあります。そのため施設設置負担金答弁で憲法上の財産権の侵害にあたる行為を平然とやつておられます。このまま独占状態を続けさせることは、憲法上の「公共の福祉」「法の下の平等」原則違反の疑いもあり、そのような企業の申し出を真剣に審査する方が政府の姿勢として問題があります。まず、各家庭からNTTの基地局までの回線を無料で全面開放さるべきです。また、NTTが発表した光ファイバー網も、各通信事業者に無償で全面開放をさせることを条件で許可させるべきです。</p> <p>しかも前回の答申で施設設置負担金についての留意事項として、社会的コンセンサスを得られるよう前に事前に十分な情報開示を与えることとなつておりますが、少なくとも私には、そのような情報開示が十分になされておりません。</p> <p>光ファイバー網を引くだけの資金力があるのであれば、憲法違反であると内閣法制局長が述べられている「施設設置負担金」をNTTは全面的、全額返金すべきであると考えております。</p> <p>このことが実施されなければ、NTTの申し出はすべて却下すべきであり、公正取引委員会と連絡を取り合ながら、現在のNTTを20社程度に分割完</p>
<p>その他</p>	<p>○ 各事業者から提出された意見について 新規参入事業者保護の観点で言えば理解できる内容も多いが、これら意見を十分に取り入れた場合、おそらくNTTグループは組織維持のために一定程度以上の品質を落とさなければならぬ可能性を秘めていると思われます。 現状において十分NTTグループと肩を並べられる存在となった各社の努力は評価できるものの、NTTが進める事業のうち採算が見込める部分のみを『新規参入』と言う甘えの中で事業化し、さらなるNTTグループの弱体化を目的とした意見と邪推できてしまう内容でもあります。 私たち一般ユーザーの立場はただ安く使いたいのではなく、良い品質を安定して低価格で利用したいのであって、各事業者が努力無しに大企業の設備投資を自由に使える権利を認めたいのではありません。 そのような観点で言えば、各事業者はNTTグループの施設を利用することばかりに傾倒し、現在までの保護政策を享受している間に十分な設備投資を行つてきたことは評価できません。 共栄するならともかく、過去の蓄財を消費するだけのような意見に対して、国家政策としては機ね付ける決断も考慮していただきたいと思います。</p>

全民営化させ、相互の資本関係もなくすべきです。既定電話という国民の公共物をその一部でも、排他的独占状態に陥り、国民の財産権侵害をするよう訴するが、総務省の義務であるはずです。なれば、国家公務員法違反になるはずです。直ちに憲法違反状態の是正と、独占状態の是正を要望いたします。

(安達 一雄、安達 加代子、安達 剛紀、安達 義一、安達 益永、安達 雅彦)

2 個人から提出された意見について
意見の大半が施設負担金の制度廃止に憤慨する企業批判と見受けられましたが、民営化される長期間このシステムが民営化される以前のものと全く同じに扱われることの方が問題であり、これは民営化された時点での電話債券の処理を政策的に補填してこなかつた国に全面的な非があり、一企業で言えば加入金程度の扱いと判断されても然るべきものでありますし、公共性の高い位置付けとともに地域格差を現在の水準まで維持できたこと、様々な技術革新に役立てられたこと、またその技術が世界標準に取り入れられ間接的に国民に還元されてきたこと等から判断すれば十分に有効な利用をされてきたものと思います。

ただ、このような意見が提出されることからもわかりますように、国民の保護政策により救済をされ、NTTグループが不需要にダメイな印象を与えないよう検討されるようお願い申し上げます。

3 今回の変更につきまして
上記2項目の意見を述べさせていただきましましたが、結論として、現状では新規参入事業者と位置付けられる各事業者が十分に成長を促されない現在の政策に問題があると思われます。

また、電気通信分野については世界的な競争と国内の格差は正、さらにはユーザーが自由で気軽に、負担が大きくならない状況で事業者を選択できるよう、さらなる標準化、事業者育成、事業者の責任担保等々政策の中で反映されることを強く期待いたします。

(署名)



